

## 駐車場利用規則

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. マンション敷地内においては、騒音防止に努め、特に夜間にあつてはヘッド・ライトを減光し、徐行運転に努めること。
2. 駐車場には必ず後進で入り、タイヤが車輪止の間にあることを確認のうえ駐車すること。
3. 駐車位置が中段または下段の場合、車の出入が終わったら必ずパレットを再下降させること。
4. 駐車場には原則として契約車以外の車を入れないこと。特に規格外の車は絶対に入れないこと。
5. 駐車場に引火物・危険物を持ち込まず、周辺の整理整頓に努めること。
6. 自動車内に貴重品等を放置せず、自動車から離れるときにはかならず施錠すること。
7. 当組合が行うマンション内不法駐車物の排除に積極的に協力すること。
8. 駐車場には、いかなる工作物も架設または設置しないこと。
9. 来客用駐車場の利用に際しては臨時駐車証の掲示に協力すること。
10. 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。

(附則)

この規則は平成 26 年 5 月 18 日から施行する。

この規則は令和 6 年 1 月 17 日から施行する。

(このページはブランクです)